

## 修了確認期限経過後の免許状更新講習の修了確認申請について

現職教員でない方は免許状更新講習（以下「更新講習」という。）の受講義務がないため、更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

ただし、各自の修了確認期限までに更新講習を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に現職教員として任用、雇用されることとなったときには、任用、雇用の日までに更新講習を受講・修了し、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）から、免許状更新講習を修了した日から2年2か月の期間内であることについての確認を受けることが必要です。

主に、採用内定者や講師等志願者（臨時、非常勤含む。）の方が「修了確認期限経過後の更新講習の修了確認申請」を行うことが想定されます。

更新講習を修了し、「修了確認期限経過後の更新講習の修了確認申請」を行う際の手続きについては以下のとおりです。

### 申請の流れについて

〈教諭、講師等に就くまでに行うことが必要です。〉

#### 確認申請

各自が、「修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書」に以下の書類を添付し、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）に申請をします。（申請書の記入の注意点等は、県教委HPに掲載している「申請書記入例」を参照のこと。）

##### 《添付書類一覧》

##### ① 免許状の写し

※ 免許状を紛失している場合は、免許状を授与した都道府県が発行している「授与証明書（原本）」（申請日の半年以内に発行されたもの）の添付でも可。

※ 所持しているすべての免許状について提出が必要です。

##### ② 各都道府県教育委員会が発行する更新講習終了確認証明書、平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書（いずれも原本）

※ 初めて更新講習関係の申請をする場合は添付不要です。

##### ③ 各大学等から発行された更新講習の修了証明書（原本）、又は履修証明書（原本）

※ 申請時に更新講習を修了した後2年2か月内である必要がある。

##### ④ 戸籍抄本（必要な場合のみ。）

※ 婚姻等により、免許状や更新講習の修了証明書に記載されている氏名又は本籍地が異なる場合は添付する必要があります。

##### ⑤ 青森県収入証紙 3,300円分

※ 手数料として申請書の余白部分に貼付してください。

⑥ 返信用封筒

※ 角形2号（A4用紙が折らずに入る大きさ）に宛先を記入し、140円切手を貼り付けしてください。（氏名の最後は「行き」や「宛」とはせず、「様」または「殿」としてください。）

**確認証明書の発行**

青森県教育委員会が申請に基づき、更新講習修了確認を行い「平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」を発行します。

**次回の修了確認期限**

教諭、講師等に就くことができます。

確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで持っているすべての免許状が有効です。

例：申請後に確認を受けた日の翌日…平成28年4月1日

↓ 申請に基づき、県教委で確認

次回の修了確認期限…平成39年3月31日